

平成28年 第1回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 29

会議日程・付議事件

会議日時 平成28年1月21日(木) 午後2時

場 所 川西市役所 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	報告第1号	専決報告について(川西市教育委員会特定個人情報等取扱規程の制定について)	
5	報告第2号	専決報告について(教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う県から市への権限委譲に関する意見具申について)	
6	議案第1号	川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について	
7	議案第2号	緑台中学校区幼保連携型認定こども園整備運営法人募集要項案(再募集)について	
8		諸報告	

出席者

教 育 長 牛 尾 巧

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	石 田 剛
総 務 調 整 室 長	中 西 哲
こ ども 家 庭 室 長	山 元 昇
学 校 教 育 室 長	若 生 雅 史
教 育 推 進 部 参 事 兼 学 務 課 長	尾 辻 美 樹
教 育 推 進 部 参 事 兼 学 校 指 導 課 長	岸 敬 三
ま な び 支 援 室 長 兼 地 域 こ ども 支 援 課 長	柘 川 隆 雄
兼 青 少 年 セ ン タ ー 所 長	
中 央 図 書 館 長	田 淵 敏 子
教 育 総 務 課 長	藪 内 寿 子
教 職 員 課 長	上 西 浩 之
施 設 課 長	池 下 靖 彦
こ ども ・ 若 者 政 策 課 長	中 西 成 明
子 育 て ・ 家 庭 支 援 課 長	釜 本 雅 之
こ ども 育 成 課 長	丸 野 俊 一
こ ども 育 成 課 主 幹	河 南 裕 美
生 徒 指 導 支 援 課 長	株 本 一 男
教 育 相 談 セ ン タ ー 所 長	杉 村 浩 子
社 会 教 育 ・ 文 化 財 課 長 兼 文 化 財 資 料 館 長	井 上 昌 子
ま な び 支 援 室 主 幹 兼 中 央 公 民 館 長	瀧 花 保

議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査 岸 本 匡 史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 1	専決報告について(川西市教育委員会特定個人情報等取扱規程の制定について)	28.1.21	28.1.21	承 認
報告 2	専決報告について(教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う県から市への権限委譲に関する意見具申について)	28.1.21	28.1.21	承 認
議案 1	川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について	28.1.21	28.1.21	可 決
議案 2	緑台中学校区幼保連携型認定こども園整備運営法人募集要項案(再募集)について	28.1.21	28.1.21	可 決

[開会 午後 2 時]

牛尾教育長 それでは、只今より、平成 2 8 年第 1 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

牛尾教育長 まず、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。本日は、中塚こども未来部長が欠席でございます。どうぞよろしく願います。

牛尾教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

牛尾教育長 これより日程に入ります。日程第 1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、磯部委員、服部委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

牛尾教育長 では次に、日程第 2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 2 5 回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） それでは、第 2 5 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5 ページからございまして、会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

最後に署名委員の署名ということで、加藤委員、磯部委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。第 2 5 回定例会の議事録につきまして、

これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

総務調整室長
(中西) それでは、こども未来部から川西北小学校PFI事業工事完成見学会について報告させていただきます。

平成26・27年度にかけて小学校5校で実施される川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業のうち、今年度に工事を実施していました川西北小学校の工事が完成し、昨年12月25日に市長、副市長、教育長、教育推進部長、こども未来部長、公共施設マネジメント室、施設課職員等で見学を行いました。

耐震補強の対象となる校舎の構造は鉄筋コンクリート造で、補強内容としまして、鉄骨ブレース補強、耐震スリット補強、耐震壁補強が実施されており、教室のボルトなどの露出部分についてもカバーで覆うなどの安全対策が実施されていきました。また、渡り廊下の建て替えによる耐震化についても実施されました。

次に、大規模改造工事については、外壁の塗り替えや、トイレ改修では、床の改修とともに便器の一部洋式化が行われ、電気設備改修では照明器具や放送設備の改修が行われました。

また、空調設備工事としまして、普通教室13室、図工室、図書室、特別支援教室3室等で新設され、職員室において空調設備の集中管理が行えるようにコントローラーが設置されるとともに、省エネルギー化による機能向上として、屋根について外断熱防水と遮熱塗料による塗装を行ない、空調設備を導入した教室については、低放射ガラスを設置し、室内暖房熱を外に逃がさず、日射熱を適度に反射し校舎の断熱化を図っています。

さらに、バリアフリー化による機能向上としまして、エレベーターの設置を行いました。

PFI事業により空調設備・エレベーターが設置され、一定の効果があったものと考えます。

今年度、清和台小学校、東谷小学校においても工事が完成しており、こ

れをもちまして、小・中学校の構造部の耐震化率が100%となりました。
以上でございます。

教育推進部長 (石田) では、引き続きまして、2点目、東谷公民館耐震化工事についてでございます。平成27年度におきまして6月から今年の3月にかけて工事を実施しておりますが、完成の時期が近づいてまいりましたので、その進捗状況につきまして報告させていただきます。

東谷公民館は鉄筋コンクリート造3階建てで、工事は大きく分けると耐震補強と大規模改修となっております。耐震補強工事としましては、1階部分におきまして鉄骨ブレース補強を3か所、柱の鉄板巻補強を2か所行うほか、梁増打補強を2か所実施しております。

次に、大規模改修工事につきましては、外部改修としまして外壁塗装の塗り替え、建具改修を行っております。内部改修としましては、補強関連部分や事務室等の内装及び建具改修を行っております。各階のトイレ及び湯沸室につきましても改修を行っておりますが、1階部分に多目的トイレを新設しております。また、各階の電気設備改修としまして照明器具をLEDに変更するほか、空調機器も更新しております。また、料理室におきましては、調理台5基を更新しております。

今後の予定としましては、3月上旬に鍵の引き渡しを受けました後、倉庫に保管しています事務計器類や図書の入庫、またNTT回線の接続及び稼働テスト等を行いまして、4月1日にリニューアルオープンさせたいと考えております。

次に、3点目、川西市立小学校の統合に係る第2回地域説明会の実施についてご報告いたします。

1月16日(土)、多田グリーンハイツ地区における第2回地域説明会を開催いたしました。

前回、ご意見として頂戴しましたとおり、このたびの地域説明会に先立ち、当日の配布資料につきましては、市のホームページ上に掲載をし、事前に情報提供することに努めました。

当日、午前10時から午後1時までの緑台小学校には115人、午後2時から午後4時までの陽明小学校には37人のご参加がありました。

教育長のごあいさつに続き、配布資料をもとに、各担当より前回頂戴いたしましたご質問・ご意見に対する市教育委員会としての基本的な方向性を示しながら、スライドを映写する形で回答させていただきました。

説明の後、それぞれ、現在小学校在籍児童の保護者様、未就学児童の保護者様、地域の皆様、各お立場から、ご意見・ご質問を頂戴いたしました。

いただいたご意見を大きく整理しますと、
なぜ、統合先が陽明小学校なのか
なぜ、統合年度を30年度にするのか
なぜ、単学級では教育ができないのか
小中一貫教育とは、具体的に、どのようなものか
もっと、保護者や地域、子どもの意見を聴いてほしい
人口減少に対して、子育て環境を整える、より素晴らしいまちをつくるということと、小学校統合を進めることは矛盾しないか
というものでした。一つひとつのご質問に対しまして、真摯に回答をいたしました。中には根強い反対意見がありました。
最終的には、「今回いただいたご意見やご質問を受け、教育委員会や市長部局にお伝えさせていただき、必要な協議を行ったうえで、次回、時期は未定ですが第3回の地域説明会を開催し、統合時期や統合施設などの基本方針を決定させていただく」ということをお伝えし、閉会しております。
また、1月24日(日)には、清和台地区の清和台小学校、清和台南小学校において、地域説明会を開催する予定としております。
各会場でいただきましたご質問・ご意見に対しましては、真摯に受け止め、今後も、検討を進めてまいりたいと考えております。
以上です。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

1番の川西北小学校PFI事業ですが、これについて少し質問です。普通教室13室に空調設備が整ったというご報告をいただきましたが、普通教室の何%に空調設備が整ったことになりますか。

施設課長
(池下)

普通教室に関しては、ほぼ整いました。
以上でございます。

磯部委員

ありがとうございます。
空調設備は、同じ学校でも大規模改修の中で付けられた教室と付けられなかった教室があるというふうに伺っています。温暖化も進んでいますので、できる限り早期に全教室に付けられればと思っています。

牛尾教育長

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長 では次に、日程第4、報告第1号「専決報告について（川西市教育委員会特定個人情報等取扱規程の制定について）」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
（藪内） それでは、報告第1号「専決報告について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

 本案件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるところでございます。内容は、「川西市教育委員会特定個人情報等取扱規程の制定について」でございます。

 議案書の3ページをお開きください。

 本規程は、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」が平成28年1月1日に施行されることに伴い、法律及び国の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、取扱規程を制定するものです。制定にあたっては、市長が定める規定と同様の内容とすることとし、第1条で目的規定を、第2条で準用規定を設けており、市長が定める規程を準用するにあたり必要な読み替えを行うことを規定しています。具体的には第3条の市長が行う事務という部分の「市長」を「教育委員会」と、第4条の総括責任者の「本荘副市長」を「教育長」と、第5条の取扱責任者の「総務部長」を「こども未来部長」と、第17条第2号の「川西市電子計算機処理管理運営規則」を「川西市教育委員会電子計算機処理管理運営規則」と読み替えることとしております。

 本規程は、平成27年12月28日公布、平成28年1月1日施行としております。

 なお、準用するもととなる市長部局の規程内容についてでございますが、「総則」で「目的、定義、事務の範囲」を定め、「体制」として「総括責任者、取扱責任者、利用責任者、監査責任者」を置くことを定め、また、実際の事務の担当者である特定個人情報等取扱者の責務を定めています。

 教育委員会においては、先ほどの読み替え規定により、総括責任者は教育長、取扱責任者はこども未来部長となり、利用責任者は各所属長、監査責任者は課長補佐等となります。

 「特定個人情報等の取扱い」について、「収集の制限、利用の制限、保存の制限、提供の制限、削除又は廃棄の制限」や、「特定個人情報等の取扱状況の記録、取扱区域、情報システムにおける安全の確保等、特定個人

情報保護評価」について定めています。その他「個人番号利用事務等の業務の委託等」に際しての取扱いや「安全確保上の問題への対応」、「監査、点検、評価及び見直し」について定めています。また、この規程に定めるもののほか必要な事項は、総括責任者が別に定めることができる旨を規定しています。

説明は以上です。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

牛尾教育長

よろしいでしょうか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。報告第1号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第1号につきましては、承認されました。

牛尾教育長

では次に、日程第5、報告第2号「専決報告について(教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う県から市への権限委譲に関する意見具申について)」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

社会教育・文化財課長(井上)

それでは、報告第2号「教育委員会の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う県から市への権限委譲に関する意見具申について」ご報告申し上げます。議案書4ページをご覧ください。

本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第3項の規定により、川西市長から教育委員会に対し意見を求められたことについて、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めようとするものであります。

内容は、平成27年12月16日に公布された「文化財保護法施行令及び地方における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令」により、文化財保護法施行令の一部改正が行われ、それに伴い兵庫県文化財保護条例のうち、市が処理することとする事務として規定

している事務について、14ページの別添2の2の(1)から(5)に挙がっています、兵庫県文化財保護条例に基づく現状変更等の制限、報告又は調査の一部権限を市に委譲しようとするものです。詳しい内容につきましては、9ページから13ページの別添1をもとにご説明させていただきます。ご覧いただければと思います。

まず、4の条例に基づく事務のうち、次に掲げるもののうち、項(1)アのうち、「3月」を「2年」に改め、同項(1)ア、イ、ウの項中にあります、「除却」の文言を外し、新たにエの次にオとして「建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)」を加えます。また、同項(1)エのうち、「埋設されている」を「電柱、」に、「又は下水道管の」を「、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は」に改める。また、項中「ク」を「コ」とし、「キ」を「ケ」とします。それから、同項(1)カのうち、「飼育又は」を「飼育、」に改め、「装着」の右に「又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取」を加え、「ク」を「コ」に改めます。項中「カ」を「ク」とし、「オ」を「カ」とし、その次に「キ 指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取」を加えます。なお、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものです。

以上のように、条例を改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第2項の規定に基づき、兵庫県知事から川西市長への協議がなされ、同協議に伴い、同法第55条第3項の規定により平成28年1月8日付で川西市長から教育委員会に対し意見が求められました。協議内容について、異議はないことから、6ページにありますように、同年1月12日付で「兵庫県の提案に同意する」旨、川西市長に回答をいたしました。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

普段から社会教育・文化財課の皆さんも少数精鋭で業務をこなしてらっしゃると思いますが、今回、権限が委譲されることによって普段の業務に対して何か大きな変化があるのでしょうか。例えば、業務量が増えるとか、手間が逆に省けるとか、お金がかかるとか、かからないとか、いかがでしょうか。

社会教育・文化財課長（井上） 今、磯部委員がおっしゃっていただきました、特に例としてこの今回改正で権限委譲されようとしている分に関しまして、業務的に何か大きく増えとか、予算が生じるかとかいうことはございません。過去の例に照らし合わせましても、ここ10年、ここに挙がっておりますような現状変更等に伴う申請等は、市の方で受理して県に進達したという例もございませんので、大きく業務に影響があるとは思えないところでございます。
以上でございます。

磯部委員 ありがとうございます。

牛尾教育長 よろしいですか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。報告第2号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第2号につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第6、議案第1号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） それでは、議案第1号「川西市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。議案書の15ページをご覧ください。
本案は、教育委員会事務局の組織改正を行うにあたり、関係する規則を改正する必要があるので、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めようとするものであります。
本改正概要ですが、平成27年11月19日に開催いたしました平成27年第23回川西市教育委員会臨時会において、「教育委員会事務局組織の再編整備に係る勧告及び教育委員会権限事務の一部を市長部局の職員に補助執行させることについて」の市長からの協議を受け、こども未来部総務調整室施設課を市長部局に統合し、その事務を市長部局の職員が補助執行すること、また、川西市立中央図書館の所管を教育推進部まなび支援

室にすることを可決いただきました。今回、その組織改正に係る内容について規則改正を行おうとするものでございます。また、あわせて、青少年の補導及び非行防止等に関する事項を生徒指導の観点から一体的に取り組むため、川西市青少年センターを所管する課を地域こども支援課から、生徒指導支援課に変更する規則改正を行おうとするものです。

29ページをお開きください。上段に現在の組織図、下段が改正後の組織図案となります。こども未来部総務調整室は「施設課」が市長部局に統合され、教育総務課と教職員課の2課となります。青少年センターは、教育推進部まなび支援室地域こども支援課から学校教育室生徒指導支援課の所管となります。中央図書館は、教育推進部から教育推進部まなび支援室の所管となり、室相当組織から課相当組織となります。

議案書の16ページにお戻りください。16ページから20ページが改正規則になります。本改正規則の構成ですが、第1条で「川西市教育委員会事務局事務分掌規則」を、第2条で「川西市教育委員会事務処理規則」を、第3条で「川西市教育委員会公印規則」を、第4条で「川西市立図書館事務分掌規則」を、第5条で「川西市青少年センター設置条例施行規則」を改正しようとするものです。

改正内容については新旧対照表でご説明させていただきます。改正箇所が多数ございますので、主な部分を中心に説明させていただきます。

21ページをお開きください。まず、川西市教育委員会事務局事務分掌規則の改正になります。第2条の表の改正で、施設課を削除しています。第7条の分掌事務についてですが、次のページをお開きください。教育総務課の分掌事務に他部課で行うこととなる校舎等の管理を除く学校施設の財産管理を加え、施設課の庶務に関する規定を削除します。同じページの中ほどですが、施設課の分掌事務を削除します。次のページになります。こども育成課の分掌事務ですが、教育総務課と同様に施設課の庶務に関する規定を削除しています。次に同じページの中ほどです。青少年センターの運営に関するものを地域こども支援課から生徒指導支援課へ変更しています。

25ページをお開きください。次に、川西市教育委員会事務処理規則の改正になります。別表の個別専決事項から施設課に関するものを削除しています。次のページに移りまして、青少年センターの運営に関するものを地域こども支援課から生徒指導支援課へ変更しています。

同じページの下表になります。川西市教育委員会公印規則の改正になります。川西市青少年センター所長之印の保管者を地域こども支援課長から生徒指導支援課長に変更しています。

27ページをお開きください。川西市立図書館事務分掌規則の改正になります。館長を課長級とすることから、第2条で館長補佐を置くことができる旨を規定し、その他職責について必要な改正を行っています。第4条の専決事項の規定につきましても、館長が室長級から課長級となること等から、必要な改正を行っています。

28ページをお開きください。川西市青少年センター設置条例施行規則の改正になります。第2条で所長の職務について所管の変更に伴う改正を行っています。

付則ですが、施行期日は、平成28年4月1日としています。

なお、事務局等の組織等に関する規則を改正しようとする場合、地方自治法第180条の4第2項の規定により、市長に事前協議を行う必要がありますが、申し出のとおり承認する旨の回答をいただいております。

また、施設課が分掌している事務については、今後市長部局の職員が補助執行することとなります。必要な規程の整備については現在事務局の方で調整を行っているところでございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

鈴木委員

青少年センターがこれまで青少年補導委員会をご指導いただいていたかと思いますが、地区の青少年補導委員会が、各地区、月に1回月例の定例会を行います。そこへセンターからこれまでなかなかご指導に出向いていただけなかった旨も聞いています、人員が少ないために。そのあたりは今回の組織改正で必ず定例会に行政の方から出席していただけるようになるのでしょうか。

まなび支援
室長（榊川）

ただいまの青少年センター補導委員の関係ですが、毎月、確かに地区の方で定例会をされております。現在も2人の囑託職員の方が手分けしまして、必ず行けるようにということでしていますが、どうしても、体調を崩したとかいうことで、同じ日に2つあったりしますと、行けない場合はございます。ただ、そういうことがない限りは必ず出席させていただいて報告書等もまとめているという状況になっておりますので、体制が変わったとしても、今後、毎月の定例会に出席して地区の情報を仕入れ、またこちらの方から提供するという体制は何も変わらないというふうに思っております。

鈴木委員 そうですか。よろしくお願いたします。

磯部委員 施設課の統合についての意見でございます。普段から学校園や公民館などの社会教育施設を見学に回ったときに、いろいろな施設面での要望や問題点などをお聞きしてきて施設課の皆さんにお伝えしておりますが、その際にはいつも真摯に受け止め、迅速に動いていただけて、とても感謝しております。

 協議会や事前協議の際にお伝えしたことはありませんが、今回、市長部局に統合されるということですが、統合された後も今までと同じように、学校園などの教育現場や社会教育の施設などの問題点や改善点などに、迅速かつ丁寧に取り扱われるよう、新たな組織のあり方であるとか人の配置のされ方になるように、皆様の方からも市長部局に働きかけていただければと思います。

 以上です。

牛尾教育長 ありがとうございます。

 ほかにございませんか。よろしいですか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第1号につきまして、これを可決することに異議はございませんか。

 （「異議なし」の声）

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第7、議案第2号「緑台中学校区幼保連携型認定こども園整備運営法人募集要項案（再募集）」についてであります。事務局からご説明をお願いいたします。

こども・若者政 それでは、議案第2号「緑台中学校区幼保連携型認定こども園整備運営策課長（中西）」法人募集要項案（再募集）」について、ご説明申し上げます。

 本件は、緑台中学校区において幼保連携型認定こども園を整備・運営する法人の公募を、平成27年9月2日から開始いたしましたが、このたび改めて整備用地等について検討を行い、新たに作成いたしました募集要項に基づき「再公募」しようとするものでございます。

議案書 32 ページをご覧ください。まず初めに、これまでの経過につきまして、資料 1 によりご説明させていただきます。

本年 8 月 21 日に、待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応をめざし「川西市子ども・子育て計画」に基づき、緑台中学校区において市有地である向陽台第 4 公園の東側部分を整備用地とし、整備・運営法人を公募すべく、建設文教公企常任委員協議会で、募集要項等に関して説明いたしました。

その後、8 月 27 日には同中学校区内の松風幼稚園の保護者、9 月 1 日には緑台中学校区住民を対象に地域説明会を開催させていただき、翌 9 月 2 日から法人の募集を開始したところでございます。

その後、10 月 8 日に第 2 回地域説明会を開催したところでございますが、第 1 回の説明会と同様、向陽台第 4 公園の用途を変更し、認定こども園の整備用地とすることについて、非常に厳しい反対のご意見をいただくなど、ご理解を得ることができなかつたことなどから、公募手続を継続することが困難と判断し、10 月 19 日にさきの募集を「一時中断」し、緑台中学校区内での認定こども園の整備が可能な市有地や募集内容について改めて検討を続けてまいりました。

その結果、同中学校区内において、公園を除いて施設建設が可能な一定の広さを有することや、最も早期に待機児童の解消に資することができる条件を満たす市有地として、当初予定の向陽台第 4 公園の東側にあります、多田グリーンハイツ第三自治会館に隣接する「元ゲートボール場」を整備候補地として、再度整備法人を公募することといたしました。

このことについて、まず、11 月 28 日には、整備候補地に隣接する近隣住民に、12 月 2 日には第 3 回の地域説明会を開催し、向陽台第 4 公園での施設整備については「中止」することと、新たな整備候補地として「元ゲートボール場」としたい旨説明をさせていただきました。

地域住民からは周辺道路の交通安全への懸念と安全対策の要望をいただいたところであり、12 月 23 日の第 4 回の地域説明会において交通安全対策に対する検討策等について説明させていただいたところでございます。

交通安全対策等に対する意見はあるものの、公園での整備を中止としたことに対する評価や、同中学校区内において認定こども園の整備は必要であるとの考えが、基本的な地域の思いであるとのご意見も多く出されたことから、地域住民の一定のご理解を得られたものと考えております。

それでは、改めて公募することとしております内容につきまして、ご説明させていただきます。

続いて 33 ページをご覧ください。まず、再公募により変更となります

整備候補地を中心に、再募集（案）の概要について、資料2により説明させていただきます。

「1、幼保連携型認定こども園 再募集の概要」でございますが、対象として、3歳～5歳の1号認定、つまり教育標準時間認定を受ける児童の定員を30人以内とし、保育認定を受ける3歳～5歳の2号認定と、0歳～2歳の3号認定をあわせて90人としております。

敷地は、緑台中学校区内に法人が所有、または賃借する物件で、

開園時期は、平成29年4月1日

開園時間は、原則、1日11時間、加えて午後8時までの延長保育事業を実施することとし、

閉園可能日につきましては、年末年始としております。

実施を要する子ども・子育て支援事業等につきましては、延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業、地域子育て支援拠点事業を実施することを条件としております。

その他の主な条件として、送迎用駐車場を敷地内に9台以上設けること、交通安全対策を十分に行うこと、近隣への騒音等を極力低減できるよう十分な配慮をすることなどとしております。

次に、2の敷地についてでございますが、施設整備に活用できる市有地を前回の公募の「向陽台第4公園」から「向陽台3丁目11-64」にあります以前ゲートボール場として活用されていた土地に変更しており、位置としては陽明小学校の北側、多田グリーンハイツ第三自治会館の東隣でございます。恐れ入りますが、別紙カラー刷りの資料2、【敷地イメージ】をご覧ください。

水色の点線で囲っている中央部分が敷地としている元ゲートボール場であり、全体の面積といたしましては、1334.35㎡でございます。

赤色の実線が市街化区域と市街化調整区域を区分する線を表しており、敷地の右上の一部が市街化調整区域内にあるという状況でございます。赤色の吹き出しに記載しておりますとおり、この市街化調整区域の面積は推定として、200㎡程度に設定しています。

自治会館と敷地の南側にある黒色の帯状の部分は、吹き出しに記載しておりますとおり、認定こども園利用者等の通行時の安全を確保するため、選定された法人が実施する認定こども園の整備工事と一体的に歩道整備を行うおとする部分でございます。

これらの条件から、認定こども園施設の建設が可能な面積は、イメージ図の上部にありますとおり1334.35㎡の公募面積から、歩道部分の25㎡と市街化調整区域の200㎡を引いた1109.35㎡となってま

まいります。

用途地域としては第1種低層住居専用地域であり、建ぺい率が50%、容積率が80%となっており、建築できる認定こども園の園舎は、想定として、建築面積としては554.6㎡、延べ床面積は887.4㎡程度までとなっております。

なお、この市街化調整区域の200㎡は、園庭等に活用をすることは可能となっておりますので、認定こども園の敷地としては、歩道を整備する部分を除いた1309.35㎡となっております。

また、敷地北側の概ね400㎡は法面となっており、施設整備にあたっては整備法人による工夫が求められる部分であると考えられます。

続きまして、裏面の「3、周辺道路等の交通安全対策（検討案）」をご覧ください。議案ページは34ページでございます。

先ほどご説明をさせていただきましたとおり、当該敷地を認定こども園の整備候補地とすることに関しましては、周辺道路の交通安全の確保を求めご意見があり、可能な対策を講じる必要性があるものと考え、交通安全対策の検討案を例示させていただいたのがこちらの図でございます。

2.5m幅の歩道を整備して、歩行者の安全確保と認定こども園利用者が自動車で出入りをする際の視認性の向上を図るほか、ガードマンの配置、ミラーの設置、注意喚起看板、公園内を通行できるようにし歩行者等と自動車の動線の分離、減速帯、街路灯の設置等に関しまして、地元住民や選定された法人、警察などの関係機関と協議・検討をしてみたいと考えています。

また、認定こども園の利用者に対しては、近隣住宅地内の自動車通行や路上駐車を禁止するなどの通園マナーの啓発を、園を通じて行ってまいります。

以上が前回の公募内容から変更となった市有地を含む再募集（案）の主な点でございます。

これらを含みます募集要項（案）につきましてご説明させていただきます。議案書に戻りまして、35ページをお開きください。資料3「緑台中学校区幼保連携型認定こども園整備運営法人募集要項（案）」をご覧ください。

恐れ入りますが、36ページをお開きください。

「1 募集する幼保連携型認定こども園の概要」は先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

「2 事業者の応募資格等」といたしまして、整備・運営する法人は学校法人または社会福祉法人とするなど（1）から（4）まで応募資格等を

定めております。

続きまして、37ページ、「3 施設を設置する用地に関する条件」の(1)につきましては先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

38ページをお開き願います。

「(2)敷地の土地貸借契約について」でございますが、法人が元ゲートボール場に整備する場合、整備用地について工事期間中は無償の使用貸借契約を結び、認定こども園の開設後にあたっては、敷地面積から南面の歩道と、北側の法面にあたる面積を除いた面積に対して、開園から6年間は前年の路線価による整備用地の価額の1%を、7年目以降は2%の金額を年額の借地料とする契約を締結することとしております。

「4 幼保連携型認定こども園の設置及び運営等に関する事」につきましては、

(1)で兵庫県の認可や市の確認を受け平成29年4月1日に開園することを、(2)で園舎の階数や送迎用の駐車スペースを9台以上確保することなど施設の設置にあたっての必要事項を定め、39ページに移りまして、(3)では認定区分ごとの定員や開園時間、利用者負担額などの運営に関する基本事項について、7項目定めております。

なお、認定区分ごとの利用定員について、2号・3号認定の90人は「川西市子ども・子育て計画」において定めたものであり、1号認定の30人以内という定員設定に関しましては、緑台中学校区には私立幼稚園2園がありますことから、平成30年度末で廃園を予定している松風幼稚園の在園児数程度を基本としつつ設定したものでございます。

「(4)教育・保育内容等について」

「基本的事項」では、

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて実施すること、
- ・市の教育・保育行政への積極的な協力などを

「給食、保健、衛生、安全管理に関する事」では、

- ・食事の提供は自園での調理とし、完全給食を提供すること、
- ・児童の健診・検査の実施などを

このほか、40ページにわたりまして、「会計・運用財産」、「教育・保育の質の向上に関する事」、「その他」とし、小学校との連携を図ることなど、それぞれに必要な事項を定めております。

続く(5)では、午後8時までの延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、休日保育事業を、それぞれの規定に基づき実施することを求めております。

「5 開設経費及び運営経費にかかる補助」につきましては、(1)で

施設整備に対する補助金として、施設の整備にかかる費用のうち、保育を必要とする2号・3号認定の定員分に対する交付金であります「保育所等整備交付金」と、1号認定の定員分に対する交付金であります「認定こども園施設整備交付金」を活用し、法人に対して補助を行う旨を記載しております。

41ページに移りまして、「(2)歩道整備に要した費用等について」といたしましては、さきにご説明いたしました、元ゲートボール場において施設整備を実施する場合に必要となる、敷地及び自治会館前への歩道整備と、敷地内への道路反射鏡の設置にかかる費用について、予算の範囲内で市が補助をすることとしております。

「(3)施設整備に係る留意点」といたしましては、法人自らが設計・施工に関する近隣住民への説明・理解、工事の際の安全確保を図ることを、また、施工業者の選定に際しては市の契約規則に準じて実施することを記載しております。

「(4)運営に要する費用の補助等について」、施設の開設後に、幼保連携型認定こども園の施設型給付を受けるとともに、各地域子ども・子育て支援事業については、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づいた補助を受けることができる旨を記載しております。

42ページに移りまして、「6 応募方法等」では、募集要項等の配付期間を平成28年1月28日から2月29日まで、提出書類の受付期間を2月22日から2月29日までとしております。

43ページに移りまして、「7 選定の方法等」につきましては、川西市子ども・子育て会議に、民間保育施設等の事業者を選考する部会を設置し、応募者からのプレゼンテーションやヒアリングなどを経て選考することとし、「8 開園までのスケジュール」にありますとおり、進めていきたいと考えております。最後に「9 その他」として選定法人の辞退等があった場合の取り扱いなど3項目定めております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員

資料2の裏面、3の「周辺道路等の交通安全対策(検討案)」について、地域住民の皆様のご心配される部分などを受けて、とても具体的に警察などの関連諸機関などと対策を立てられている内容が載っています。そこで、公園西側から東側に入ってくる交通量が少ないにこしたことはないのかな

と思いますが、この公園西側の大きな道路から東に入ってくる时候にも、この先の道には園があって、スピードを落とすなど、通行に際しては注意が必要な道路ですというような掲示物なども考えられているのでしょうか。

こども・若者政 園建設予定地の前の道路、ちょうど陽明小学校との間になりますけれども、非常に地域の方々が交通安全対策、特に非常に交通量が多いというところで、危険に関しては非常にいろいろと具体的な例を挙げられてご指摘いただいているところです。私どもが園周辺の交通安全対策というところで示させていただいていますが、導入ですね、入口、ちょうどこの道に入る部分の注意喚起の看板であるとかは、これから園や道路管理者の方と調整しながら必要に応じて設置してまいりたいと、このように考えております。一旦法人が検討され、決定されたところで、あわせてできるだけ幅広くに検討したいと思っております。

以上です。

磯部委員 ありがとうございます。

大きな道路から園の前の道路に入ってくる时候に、その場で注意喚起ができていような対策をとっていただければと思います。よろしく申し上げます。

加藤委員 今のお話の続きになりますが、「周辺道路等の交通安全対策」について、ここに書いてあるような対策は確実にとれるという算段はできていますか。調整が進んでいるかどうかという話です。

こども・若者政 こちらに例示させていただいている案というのは、現実的なお話をさせていただきますと、ほぼ、庁内で調整がとれる部分となっております。説明の中で警察等の協議と申し上げましたが、例えば、今こちらの道路30 km/h 規制になっております。ですので、これ以上の速度制限の規制はできません。ただ、全体的な大和地域でやられているゾーン30の設定であるとか、そういう地域住民と警察がともにやられるような部分については、これから要望があれば、協議していく必要はあります。ただ、今、こちらに提示させていただいた部分については、道路管理者であるとか、あと施設管理者だとか、土地の所有の関係のあたりでは、十分に可能ということの調整は済んだものを提示させていただいている状況でございます。

以上です。

加藤委員 例えばこの 番の減速帯を施すことに関しても、別に警察関係なしでできるんですね。

こども・若者政 減速帯の方でございます。具体的に申し上げますと、この絵とかイメージからいうと、よく音がするような、通行したときにガタガタと音がするようなイメージをされたかと思います。そういう形になりますと、協議が必要となるかと思いますが、例えば減速せよというような標示であったり、平面にカラーリングするであったりという部分であれば道路管理者の権限でできるというように道路管理課の方には確認しております。ですので、もう一歩進んだことをすれば、警察等の協議が必要になってまいります、ただ道路面に書くという状況であれば、十分庁内の方の対応で可能であるというふうに担当の方と調整できております。

以上です。

加藤委員 僕が懸念するのは、何かしらの条件整備ができないという理由で、せっかく応募してくれたのに、もう一丁というような要素が出てくるということをするごく懸念していて、第2案で来たときには、これで必ず通すということに万全の注意を払っておかないと、例えば、この部分は調整がつかないのでできませんよということになると、この7項目出した中の1つでもできなかつたらできないというような話というのが一番嫌なんです。だから、その辺は用意周到にやっていただきたいと思っております。

以上です。

鈴木委員 同じ道路のことですが、この道路というのは陽明小学校の北門に面しているところです。陽明小学校でその門を利用して児童がけがをする案件も発生しています。ですから、小学校側の安全管理のこととも、それも図って、せっかくですから、さらに良い安全な道路になりますようにいろいろとお働きいただきたいと願います。よろしく願います。

加藤委員 本線とは外れますが、公募の一時中断が10月19日に行われていて、その中断に関しましては、何かしら文書に残していますか。今の説明によると、反対が出たからという形で中断して、再度ということでしたが、そういうことが公式に残るのかなと。公募中断に関して、何かの報告書にあげていたり、あげる予定などはあるのでしょうか。

こども家庭室長 中断の部分につきましては、公募をしていた部分についての一時中断と

(山元) いうふうな形でございますので、内部の意思決定の部分ではその旨の文書はございますけれども、対外的に中断理由を積極的に明示した文書というのはございません。ただ、中断から中止というふうな形で第4公園におきます整備を取り止めるというふうな形になってまいりましたら、外部に向かって、特に先だつての公募の分で応募意思を示していただいた法人については、中止をさせていただくというふうな旨のお知らせが必要というふうに考えておりますので、その部分については、今回の公募再開とあわせまして、通知なり連絡なりをさせていただきたいというふうに考えております。

加藤委員 個人的には第1案でいきたかったので、反対が多かったという単一の理由で第2案を出したというようにとられるのは非常に忸怩たる思いがあります。最初から第2案を持っていて、色々なご意見を踏まえて第2案を出しましたと。だから、セカンダリーの案ではありますが、言われたからやったというふうにはとられたくないという感想です。

牛尾教育長 ほかにございませんか。そういうご意見も含めて、よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。議案第2号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号につきましては、可決されました。

牛尾教育長 では次に、日程第8、諸報告であります。諸報告1「平成28年(平成27年度)成人式について」事務局からご報告をお願いいたします。

こども・若者政策課長(中西) それでは、去る1月11日に実施いたしました「平成28年成人式」につきまして、ご報告申し上げます。

成人式は、文化会館で1,474名の対象者のうち834名の新成人の出席のもと執り行われました。参加率は昨年度までの60%台を切り、56.6%と下がりましたが、華やかな中にも平穩に開催できました。

第1部式典では、開会にあたり、昨年に引き続き牧の台小学校6年生の重廣文音さんに国歌斉唱を、その後、主催者側より大塩市長の式辞、牛尾

教育長の励ましの言葉をいただいた後、ご来賓者側を代表しまして安田市議会議長、清水参議院議員、越田県会議員、小西県会議員より祝辞をいただくとともに、市議会議員や各種団体から40名を超えるご来賓をお迎えし、式典が執り行われました。

その後、「はたちの抱負」では、行森智晃さん、愛須里香さんのお二人から二十歳といった人生の節目を迎えてのはつらつとした抱負を語っていただきました。

第2部のはたちのつどい(アトラクション)では、「梅花中学・高等学校チアリーディング部レイダース」の皆さんに、華麗なテクニクの演技をしていただいた後、川西市第3回アーティストオーディションの優勝者である「リオ&シューガ」によるピアノとバイオリンの演奏を聴いていただきました。

最後に川西市ふるさとづくり寄附金の記念品であるお菓子を3名に、ダイハツ工業株式会社協賛によります、iPadが2名に当たるお楽しみ抽選会を実施いたしました。

次に、成人式参加者へのアンケート結果についてご報告申し上げます。アンケートの回収者数は、173人で、対象者の11.7%、参加者数の20.7%でした。

うち、市内在住は、87.9%で、概ね9割弱でございました。成人式の開催について何で知りましたかの問いに関しては、やはり、約7割が案内で、家族、友人と続き、この3項目で概ね9割の方が成人式の開催を認識しておりました。

成人式に参加しての感想としては、「良かった」及び「まあまあ良かった」の回答が76.9%と多くの方にご理解いただけたと感じております。

また、成人式でよかったところについては、「友人に会えた」が20.2%、「チアリーディングやリオ&シューガ」のアトラクションが22.5%でございました。悪かったところとしては、特になしや無記入が7割近くを占めた中、「式典が長い」、「会場の混雑」、「うるさい」などが挙げられておりました。

成人式の開催方法についての質問には、「市・市教育委員会」が42.1%、「新成人」が16.8%であり、概ね現在の開催方法が支持されているのではと考えております。

最後に、自由記載についてですが、「新成人が自覚をもてる式典にして欲しい」、「事前にマナーを書いた紙を配布する」などの意見があり、成人の中でも、会場前に滞留している状態に疑義をお持ちの方がおられることが伺えます。

その他、「開催日を日曜（連休の間）にしてほしい」、「有名人を呼んでほしい」、「記念品がほしい」などの具体的な提案がございました。

本年の成人式については、例年にみられている、会場前に滞留してなかなか入場しなかったり、終了後、駐車場部分までにあふれて会場から帰えないなどがあったものの、式典やアトラクションは、スムーズに進行し、会場内外で大きな混乱もなく開催できました。

担当所管が新しくこども・若者政策課にかわった1年目でございます。何かと不手際がありご迷惑をかけました点もございますが、当日は、お忙しい中ご出席いただきました教育委員の皆様、そして、応援をいただきました職員の皆様に心より感謝を申し上げまして、成人式のご報告といたします。

以上でございます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

先ほどの説明どおり、今回、教育委員会内での担当の部署がかわって初めての成人式でしたが、良かったなと思う点に関しましては、式次第がとても成人式らしい厳かであдекватさもあり、とてもよかったと思います。ただ、市長のお顔の大きさと笑顔の具合とかが残念で、もう少しすてきな笑顔を載せていただくと良かったかなとも思います。

それから、気づいた点ですが、今回、会場に来賓と主催者側が入っていたときに、既にオープニングセレモニーが始まっていました。私の知る限りでは、いつもはオープニングセレモニーが始まる前に来賓も主催者側も全員着席していました。やはりあの状態が入っていきますと、発表なさっている皆さん、源氏まつりの若武者募集など、川西市のことをPRなさっている皆さんに、とても申しわけないなという気持ちで着席しました。恐らく時間どおりに始まったとしたら、来賓をご案内する時間が少し押ししてしまったのかなと思いますので、来年は着席後にオープニングセレモニーが始まるという形にしていただければと思います。

それから、毎回思いますが、会場内に入っていただけの方の数が年々少なくなっているような気がします。中にいるので外でどんな対策を皆さんがとられているのかはわかりませんが、できる限り中に入っていくようにご案内はしていただいているとは思いますが、アトラクション、梅花中学高校の皆さんにしても、川西市アーティストオーディションの皆さんにしても、とても良かったというご意見が22.5%あります。皆さんには心からのお祝いをしていただいておりますので、客席がやはり空席が多いと

申しわけないような気持ちになります。中に入るような工夫をさらに一歩進めてできればいいと思っております。

それから、抽選方法は、毎回毎回、工夫はなさっていますが、今回の抽選方法については、当たりの方が出たのは奇跡的だなと思うような抽選方法だったと思います。長くなってしまうと間延びしてしまいますし、そのあたりは今までの部署の方と相談していただくとか、また新たな方法で早いうちに当たりの方が会場から出るような工夫をしていただければと思います。また、会場から当たりの方が早く出るためにもたくさん中に入ってくださいということも大事だと思います。

以上です。

加藤委員

今の磯部さんの話の続きですが、オープニングセレモニー、式典の主催者が式典が始まってから入るなどということは、ほかの会では考えられないことだと思います。みんな呼んでいるのに主催者側の方が後から入るということは、オープニングセレモニーが式典の外であれば、別段、式典の初めからいたからいいということですが、あまりにもあれは、オープニングセレモニーをやっている人、若武者の募集をしてくれた方に失礼ということもありますが、会として僕はあり得ないと思っています。

それと、文章表記ですけど、「さん」の付いているところ、この子どもたちとか二十歳の子には「さん」が付いていて、アトラクションのレイダースのところ、説明ではあるんですが、レイダースの皆さんというふうに付いていましたが、これ表記のうえではどうなのでしょう。どっちでもいいことかもしれないですが。

それと、ものすごく細かいですけど、はたちのつどいのアトラクションの最初の・が半角ずれております。

以上です。

子ども・若者政
策課長（中西）

本当にこのたび、式典、オープニングセレモニー前に来賓誘導、確かに私どもの方非常に混乱していたという状況の中で、速やかに誘導ができなかったと非常に反省しております。その件につきましては、教育委員の皆様方、はたまた来賓の皆様方、本当にご迷惑をおかけしたなど、来年このようなことのないようにしっかりと実施してまいりたいと思っております。その点は本当に深く反省しております。

あと、また磯部委員の方からもお褒めいただいた式典のプログラムですけども、これまた別のお話ですが、広報担当の方のご協力で作らせていただきました。広報の方がこういう行政関係の冊子などのコンクールによ

うなものに今年出させていただくというお話がありますので、運良く何か受賞できれば、また改めてご報告させていただきたいと思います。

それと、報告書の表記の件につきましては検討したいと、修正が必要であれば必要な修正をさせていただきたいと思います。ご指摘ありがとうございました。

以上でございます。

牛尾教育長 ほかによろしいですか。

牛尾教育長 それでは諸報告1については以上といたします。

牛尾教育長 では次に、諸報告2「池田市立図書館との広域利用について」事務局からご報告をお願いいたします。

中央図書館長
(田淵) それでは、諸報告2「池田市立図書館との広域利用について」報告させていただきます。

平成27年3月から、池田市との間で試行として広域利用を実施してまいりました。広域利用開始に伴い、システムの一部改修、利用者案内作成、窓口職員への研修等を行い、約10か月強が経過いたしました。

お手元にお配りしております資料をご覧ください。

平成27年12月までのそれぞれの図書館の貸出冊数、貸出人数、登録者数を掲載しております。

川西市立中央図書館の数字は、池田市民の貸出冊数、貸出人数、登録者数になります。池田市立図書館の数字は、川西市民の貸出冊数、貸出人数、登録者数になります。川西市立中央図書館を利用される池田市民の方が多くなっております。

開始当初の3・4月は登録者数が多く、登録手続きは大変でしたが、貸出人数は、毎月ほぼ平均しております。

10か月強経過し、大きな問題もなくスムーズな運営ができておりますので、池田市と協議のうえ当初の予定どおり、平成28年4月より本格実施することになりました。

本格実施後も、川西市民へのサービス低下にならないように、池田市と協議しながら実施してまいります。

以上、簡単ですが、報告させていただきます。

牛尾教育長 只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員 確か自習スペースの使い方という部分では、川西市と池田市の取り扱いが違っていたと思います。川西市の自習スペースは池田市民の方はご利用いただけないようになっていたかと思いますが、そのあたりに関して何かご意見とかはございませんでしたでしょうか。

中央図書館長
(田淵) 言われますように、当初、自習席は使えないのかということでたくさんのお問い合わせをいただきました。ただ、4階、5階それぞれ合わせまして30席しかありませんので、そこをこの広域利用の方にも利用していただくということになりますと、川西市民の本来の方の利用に支障が出てくるという判断で説明して、利用できないということで了解していただいております。今のところはそういう苦情等は入っておりません。
以上です。

磯部委員 何か、自習スペースにそのようなことが書かれているのか、問い合わせあればお答えになっているのかというと、どちらでしょうか。

中央図書館長
(田淵) 特段、池田市民利用の方にといいことでは掲示はしてありませんが、案内等には書かせていただいておりますので、それで周知できているかと考えております。
以上です。

磯部委員 ありがとうございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。よろしいですか。

牛尾教育長 それでは諸報告2については以上といたします。

牛尾教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
次回の定例教育委員会は、2月18日(木)午後2時から、庁議室において開会の予定です。

牛尾教育長 これをもちまして、第1回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後3時15分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成28年2月18日

署名委員 磯部 裕子 ⑩

服部 保 ⑩